

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、函館市が主体となって運営する制度であり、平成27年度からは、第6期函館市介護保険事業計画に沿って運営されます。

40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用するしくみとなっています。

運営主体（保険者）：函館市

- 保険証の交付
- 要介護認定
- 保険給付
- 事業者の指定、指導監督
- 介護サービスの基盤整備
- 保険料の徴収
- 地域包括支援センターの設置

加入者（被保険者）

- 保険料の納付
- 要介護認定を受けてサービスを利用
- 利用者負担の支払い

第1号被保険者

65歳以上の方

第2号被保険者

40歳から64歳までの医療保険加入者

サービスが利用できるのは、それぞれ以下の方です

介護が必要であると認定された方（病気やけがの種類は問われません。）

初老期における認知症や脳血管疾患など、国が定める16種類の特定疾病（※）が原因となって介護が必要であると認定された方

（※）特定疾病の種類

- ①がん（末期）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆特定疾病に関するお問い合わせは 介護保険課 介護認定担当（電話 21-3028）へ

サービスの利用にあたっては、かかった費用の1割または2割を負担します。要介護認定を受けている方には、負担割合証が発行されます。

本人の合計所得金額が160万円以上の方			2割負担
世帯の第1号被保険者の年金収入 とその他の合計所得金額の合計	単身	280万円未満	1割負担
	2人以上	346万円未満	
本人の合計所得金額が160万円未満の方			

○介護保険の財源構成（居宅介護サービス費の場合）

介護給付および予防給付の総費用					利用者負担 1割※
保険負担（9割または8割）					
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者の保険料 22%	第2号被保険者の保険料 28%	函館市の負担金 12.5%	北海道の負担金 12.5%	国の負担金 25%	

※一定以上の所得のある方は2割